

い し が だ に ほ え ん が っ そ う し き ほ ち
石ヶ谷墓園 合葬式墓地

申込みのご案内

< 常時募集 >

- 受付場所 明石市役所本庁舎7階
緑化公園課 墓園係（窓口）
- 受付時間 午前9時から午後5時まで

明石市 都市局 都市整備室
緑化公園課 墓園係
（明石市役所本庁舎7階）

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL 078-918-5265

合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、建物全体をひとつのお墓と考え、多くの焼骨を共同で埋蔵するお墓です。

近年の都市化・少子高齢化といった社会情勢の変化にあわせて、利用される方の多様なニーズにお応えする新しいタイプのお墓です。

個人での管理や、お墓を承継していく必要がなく、また、生前での申込みもできますので、多くの方が安心してご利用いただけます。

申込者の資格

1 申込者の要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 明石市に引き続き3ヶ月以上住民票を有する方。
- ② 石ヶ谷墓園の一般墓地の使用許可を受けていない方。
- ③ 親族(※)の焼骨を所持している方（他の墓地等からの改葬も含む。）
又は自己の生前予約を行う方で65歳以上の方。

※ 親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族の関係にある方です。

2 申込みに関する特例について

(1) 死亡時に明石市に住所を有していた方の焼骨の場合

申込者が市外に住所を有する方であっても、所持している親族の焼骨が、死亡時に明石市に住所を有していた方の場合は、申込みができます。

(2) 石ヶ谷墓園の一般墓地を返還される場合

現在使用している石ヶ谷墓園の一般墓地を返還すると同時に、合葬式墓地を申し込まれる場合は、次のとおりとなります。

- ① 一般墓地使用者の方は、住所及び年齢要件に関係なく申込みができます。
- ② 一般墓地に埋蔵（納骨）されている焼骨は、すべて合葬式墓地に納骨することができます。また、使用料の一部免除があります。(2ページ 使用料 の欄参照)

(3) 夫婦等の関係にある焼骨（生前予約を含む。）を申込まれる場合

申込み要件を満たしている焼骨との関係が、夫婦等(※)の関係にある焼骨（生前予約を含む。）の場合は、申込みができます。

※ 夫婦等とは、配偶者に加え、2親等以内の血族、及び1親等以内の姻族の関係にある方までとします。

申込みに必要なもの

- ① **合葬式墓地使用許可申請書**（この冊子に用紙3枚あります。）
 - ・埋蔵予定者1体（お1人）につき、申請書1枚が必要です。
 - ・改葬特例により5体までを1体とみなす時は、申請書1枚に改葬による埋蔵予定者を裏面にご記入ください。
 - ・生前予約の場合は、本人が申請者になります。
- ② **誓約書**（この冊子に用紙2枚あります。）
 - ・申請者お1人につき、誓約書1枚が必要です。
- ③ **記名板の刻字内容**（この冊子に用紙1枚あります。）
 - ・記名板を希望される場合のみ提出が必要です。
 - ・申請書が複数であっても、5人までは1枚の用紙にご記入ください。
- ④ **申請者の住民票**（原本）3か月以内に交付されたもの
 - ・本籍、続柄、世帯全員が記載されている住民票をご提出ください。
 - ・申請書が複数であっても、同じ住民票は、1部で結構です。
- ⑤ **戸籍謄本等**（原本）交付日を問いません
 - ・申請者と埋蔵予定者の続柄、及び特例による申込みが確認できる戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本をご提出ください。
 - ・申請書が複数であっても、同じ戸籍謄本等は、1部で結構です。
 - ・生前予約の申込みに限り、本籍が記載された住民票の提出があれば戸籍謄本は提出不要です。
- ⑥ **埋火葬許可証 又は 改葬許可証**（原本）
 - ・焼骨を所持している方は、火葬場で受け取った埋火葬許可証をご提出ください。
 - ・別の墓地や納骨堂などから焼骨を移される方は、墓地等が所在する市町村が発行する改葬許可証をご提出ください。改葬許可証の発行方法に関しては、所在地の市町村にお尋ねください。
 - ・生前予約の方、石ヶ谷墓園一般墓地を返還される方は、どちらも提出不要です。

使用料

1 合葬式墓地の使用料

内 容	使用料（1体あたり）
合葬室へ直接埋蔵	55,000円（税込み）
10年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	110,000円（税込み）
20年間個別安置後に合葬室へ埋蔵	165,000円（税込み）

石ヶ谷墓園一般墓地を返還して合葬式墓地を申込まれる場合、一般墓地に埋蔵（納骨）されていた焼骨は、合葬室の使用料が免除されますので、上記金額から55,000円（税込み）を差引いた金額になります。

2 記名板の使用料（希望者のみ）

内 容	使用料（1枚あたり）
石のプレート（1枚にお1人のみ）	33,000円（税込み）

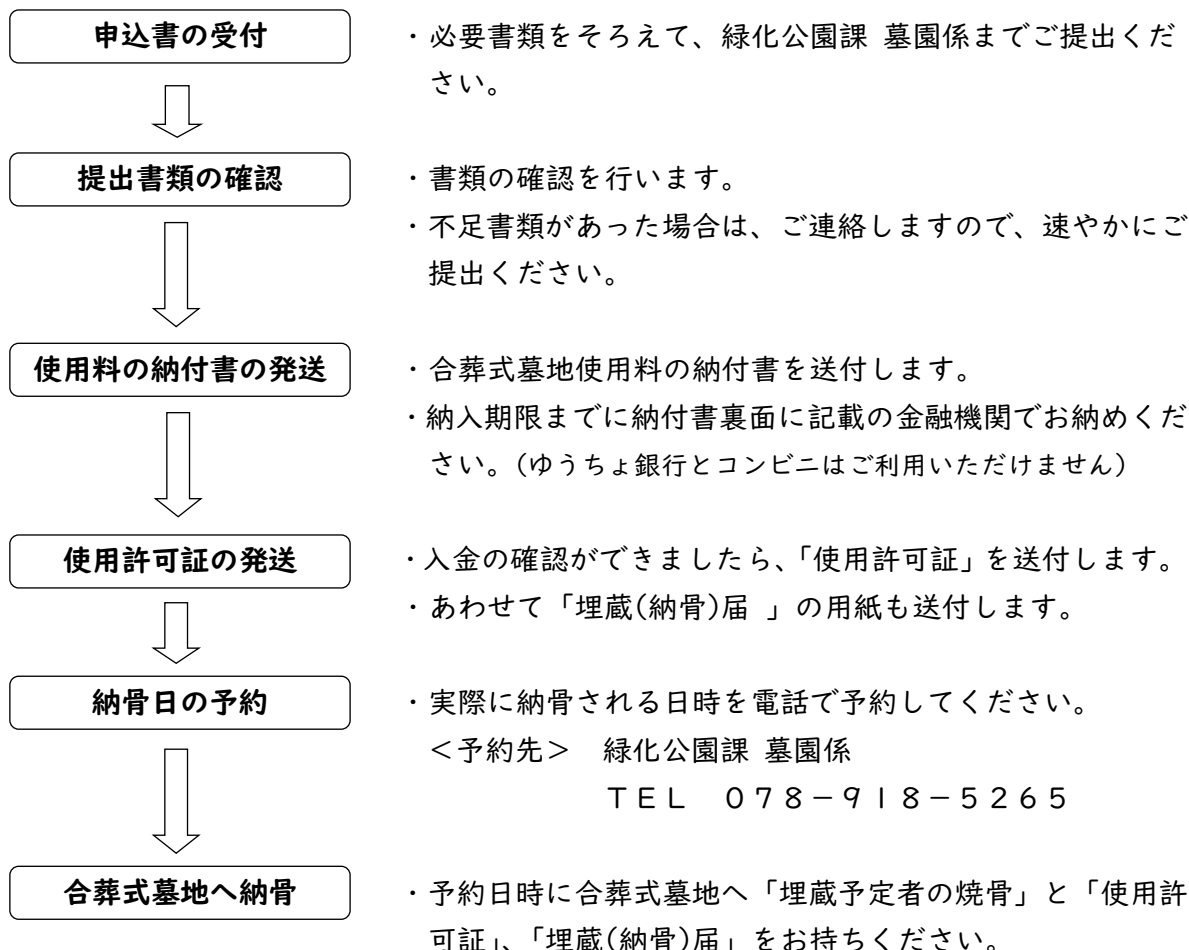
3 改葬の場合による特例について

- ・改葬（別の墓などから焼骨を移す）の場合は、最大5体までを1体とみなすことができます。この特例は改葬の場合のみ適用されます。
- ・改葬で個別安置室をご利用の場合は、全ての焼骨を規定サイズ（幅22cm×奥行き22cm×高さ26cm以下）の骨壺と一緒に納める必要があります

4 使用料の還付について

- ・個別安置室にかかる使用料は、還付されません。
- ・個別安置室に焼骨が安置されている間に、使用を中止し、焼骨を返還された場合は、合葬室にかかる使用料を還付します。
- ・生前予約において、焼骨が合葬式墓地に埋蔵(納骨)される前に、使用を取り止めた場合は、合葬室及び記名板にかかる使用料を還付します。

申込みから納骨までの流れ



施設の概要

【名 称】	明石市石ヶ谷墓園合葬式墓地
【所在地】	明石市大久保町松陰字石ヶ谷 1466 番地
【構造】	鉄筋コンクリート造平屋建て
【面積】	建築面積 122.28 m ² 、 延床面積 112.03 m ²
【規模】	個別安置室 : 3,000 体 合 葬 室 : 10,000 体 参拝スペース: モニュメント、献花台、記名板を設置

1 個別安置室

- ・焼骨を 10 年間（1 回のみ 10 年間延長可）又は 20 年間、納骨棚に個別に安置します。
- ・安置できる骨壺サイズは、幅 22 cm×奥行き 22 cm×高さ 26 cm 以下です。各自で規定サイズ以下の骨壺をご用意ください。
- ・個別安置室の安置期間は、申込み後の使用許可日からの年数です。実際に焼骨が安置されてからの年数ではありません。
- ・個別安置室への立ち入りはできません。

2 合葬室

- ・当墓園が用意する布製の納骨袋に焼骨を納めさせていただき、合葬室に埋蔵（納骨）します。
- ・合葬室に埋蔵された後、焼骨の返還はできません。
- ・個別安置室安置の焼骨は、10 年又は 20 年が経過した後、申請者及びその親族等に通知することなく合葬室に埋蔵（納骨）します。
- ・合葬室への立ち入りはできません。

3 参拝スペース

- ・参拝は、参拝スペース（モニュメントと献花台を設置）からお願いします。
- ・献花台には、ローソク立てや線香立ては設置していません。各自で香炉等を持参された場合は、必ずお帰りの際に完全に消火されたことを確認のうえ、すべてお持ち帰りください。

4 記名板（石のプレート）

- ・記名板の使用は、希望制です。
- ・記名板（縦 45 mm×横 120 mm）に「氏名、生年月日（西暦）、死亡年月日（西暦）」を刻字します。
- ・記名板は、焼骨の埋蔵（納骨）後に貼付します。
- ・生前予約の方が申し込まれた場合は、あらかじめ記名場所を確保します。

注意事項

1 生前予約の方へ

- ・10年間又は20年間の個別安置期間は、申込み後の使用許可日からの年数となります。
- ・10年又は20年の使用期間経過後に焼骨を埋蔵(納骨)された場合は、個別安置室の使用はできず、合葬室のみの使用となります。
- ・生前予約の方は、自己の責任において、お亡くなりになった後の自己の焼骨が、合葬式墓地に埋蔵(納骨)されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

2 焼骨の埋蔵(納骨)について

- ・使用許可証に記載された埋蔵予定者以外の焼骨を埋蔵(納骨)することはできません。

3 個別安置室と記名板の位置について

- ・個別安置室の安置の位置及び記名板の記名の位置を指定することはできません。当墓園において安置及び記名の位置を決定します
- ・2体以上の焼骨を同時に申し込まれた場合、個別安置室の位置及び記名板の位置については、必ず隣り合う場所を確保します。

4 埋蔵者閲覧台帳について

- ・墓参された方が自由に閲覧できる埋蔵者閲覧台帳を、石ヶ谷墓園管理事務所に設置します。台帳には、埋蔵(納骨)者の氏名・生年月日・死亡年月日・埋蔵年月日を記載します。
- ・閲覧台帳への記載の有無を、使用許可申請書の該当欄にご記入ください。

5 その他

- ・本市が主催する、合同慰霊祭などの祭事はありません。
- ・使用許可後であっても、申込み時に不正があったと認められるときは、使用許可を取り消すことがあります。

※太枠内のみご記入ください。

合葬式墓地使用許可申請書					
明石市長 様			年 月 日		
〒 -					
申請者 住所					
(フリガナ)					
氏 名					
電 話 () -					
次のとおり石ヶ谷墓園合葬式墓地を使用したいので申請します。					
使用施設	<input type="checkbox"/> 10年間個別安置室後合葬室 <input type="checkbox"/> 20年間個別安置室後合葬室 <input type="checkbox"/> 合葬室のみ			<input type="checkbox"/> 記名板 (枚)	
埋蔵予定者	フリガナ 氏 名	申請者 との続柄	区分	記名板 の使用	閲覧台帳へ の記載(※1)
			生前 ・ 焼骨 ・ 改葬	有 ・ 無	有 ・ 無
	<input type="checkbox"/> 改葬特例により5体までを1体とみなす。(裏面に記入)				
備 考					
添 付 書 類	・誓約書 ・住民票 ・埋火葬許可証 又は 改葬許可証 ・記名板の刻字内容 ・戸籍謄本等 ・その他				

※1 墓参者が自由に閲覧できる埋蔵者閲覧台帳(氏名・生年月日・死亡年月日・埋蔵年月日)を石ヶ谷墓園管理事務所に設置します。記載の有無について、ご記入ください。

許可番号	個別安置室	記名板
第 . . 号	【 . . まで】 区 列 号	【 枚】 区 列 号 ~ 号

改葬特例における埋蔵予定者

(※ 改葬特例をご利用になる場合、下表にご記入ください。)

No.	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	区分	記名板 の使用	閲覧台帳へ の記載 (※1)
1			改葬	有・無	有・無
2			改葬	有・無	有・無
3			改葬	有・無	有・無
4			改葬	有・無	有・無
5			改葬	有・無	有・無

※1 墓参者が自由に閲覧できる埋蔵者閲覧台帳（氏名・生年月日・死亡年月日・埋蔵年月日）を石ヶ谷墓園管理事務所に設置します。記載の有無について、ご記入ください。

■生前予約をされた方で以下の内容に同意いただける方は、署名欄にご署名と親族等連絡先をご記入ください。

合葬式墓地使用許可申請にあたり、申請者が亡くなった後に、その焼骨が合葬式墓地に適切に納骨できるようにするため、「親族等連絡先」への連絡や、明石市福祉局高齢者総合支援室が管理する「ひとり暮らし高齢者台帳」等に登録されている連絡先の照会および担当地区民生児童委員への情報提供を行うことに同意します。

年 月 日

申請者署名欄：住所 _____ 氏名 _____

【ひとり暮らし高齢者台帳】とは・・・

明石市では、市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認や緊急時の対応など、地域での高齢者の見守り体制づくりを目的として「ひとり暮らし高齢者台帳」を作成しています。

この台帳に登録すると、民生児童委員等による見守りや相談支援を受けることができます。また、各種福祉サービスがご利用いただけます。※サービスを受けるには要件がございます。

◆親族等連絡先

No.	氏名	続柄	電話	住所
1			() -	
2			() -	

改葬特例における埋蔵予定者

(※ 改葬特例をご利用になる場合、下表にご記入ください。)

No.	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	区分	記名板 の使用	閲覧台帳へ の記載 (※1)
1			改葬	有・無	有・無
2			改葬	有・無	有・無
3			改葬	有・無	有・無
4			改葬	有・無	有・無
5			改葬	有・無	有・無

※1 墓参者が自由に閲覧できる埋蔵者閲覧台帳（氏名・生年月日・死亡年月日・埋蔵年月日）を石ヶ谷墓園管理事務所に設置します。記載の有無について、ご記入ください。

■生前予約をされた方で以下の内容に同意いただける方は、署名欄にご署名と親族等連絡先をご記入ください。

合葬式墓地使用許可申請にあたり、申請者が亡くなった後に、その焼骨が合葬式墓地に適切に納骨できるようにするため、「親族等連絡先」への連絡や、明石市福祉局高齢者総合支援室が管理する「ひとり暮らし高齢者台帳」等に登録されている連絡先の照会および担当地区民生児童委員への情報提供を行うことに同意します。

年 月 日

申請者署名欄： 住所 _____ 氏名 _____

【ひとり暮らし高齢者台帳】とは・・・

明石市では、市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認や緊急時の対応など、地域での高齢者の見守り体制づくりを目的として「ひとり暮らし高齢者台帳」を作成しています。

この台帳に登録すると、民生児童委員等による見守りや相談支援を受けることができます。また、各種福祉サービスがご利用いただけます。※サービスを受けるには要件がございます。

◆親族等連絡先

No.	氏名	続柄	電話	住所
1			() -	
2			() -	

改葬特例における埋蔵予定者

(※ 改葬特例をご利用になる場合、下表にご記入ください。)

No.	フリガナ 氏名	申請者 との続柄	区分	記名板 の使用	閲覧台帳へ の記載 (※1)
1			改葬	有・無	有・無
2			改葬	有・無	有・無
3			改葬	有・無	有・無
4			改葬	有・無	有・無
5			改葬	有・無	有・無

※1 墓参者が自由に閲覧できる埋蔵者閲覧台帳（氏名・生年月日・死亡年月日・埋蔵年月日）を石ヶ谷墓園管理事務所に設置します。記載の有無について、ご記入ください。

■生前予約をされた方で以下の内容に同意いただける方は、署名欄にご署名と親族等連絡先をご記入ください。

合葬式墓地使用許可申請にあたり、申請者が亡くなった後に、その焼骨が合葬式墓地に適切に納骨できるようにするため、「親族等連絡先」への連絡や、明石市福祉局高齢者総合支援室が管理する「ひとり暮らし高齢者台帳」等に登録されている連絡先の照会および担当地区民生児童委員への情報提供を行うことに同意します。

年 月 日

申請者署名欄： 住所 _____ 氏名 _____

【ひとり暮らし高齢者台帳】とは・・・

明石市では、市内在住の 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認や緊急時の対応など、地域での高齢者の見守り体制づくりを目的として「ひとり暮らし高齢者台帳」を作成しています。

この台帳に登録すると、民生児童委員等による見守りや相談支援を受けることができます。また、各種福祉サービスがご利用いただけます。※サービスを受けるには要件がございます。

◆親族等連絡先

No.	氏名	続柄	電話	住所
1			() -	
2			() -	

誓 約 書

年 月 日

明石市長 様

住 所

申請者

氏 名

私は、下記の項目に同意し、このことについて紛争等問題が生じた場合は、必ず私が責任を持って解決し、貴市に対して一切迷惑はおかけしません。

記

- 1 合葬式墓地の合葬室に埋蔵された焼骨は、返還できません。
- 2 合葬式墓地の個別安置室に安置された焼骨は、申込み内容の10年又は20年が経過した後は、申請者及びその親族等に通知することなく合葬室に埋蔵します。
- 3 自己の焼骨の埋蔵を目的として、生前予約された場合は、申請者は自己の責任において、死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければなりません。
- 4 合葬式墓地の使用に関し親族等から紛争等の問題が生じた場合は、必ず申請者が責任をもって解決しなければなりません。
- 5 明石市墓園条例、明石市墓園条例施行規則及びその他墓園管理者が定める諸規定を遵守しなければなりません。

誓 約 書

年 月 日

明石市長 様

住 所

申請者

氏 名

私は、下記の項目に同意し、このことについて紛争等問題が生じた場合は、必ず私が責任を持って解決し、貴市に対して一切迷惑はおかけしません。

記

- 1 合葬式墓地の合葬室に埋蔵された焼骨は、返還できません。
- 2 合葬式墓地の個別安置室に安置された焼骨は、申込み内容の10年又は20年が経過した後は、申請者及びその親族等に通知することなく合葬室に埋蔵します。
- 3 自己の焼骨の埋蔵を目的として、生前予約された場合は、申請者は自己の責任において、死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければなりません。
- 4 合葬式墓地の使用に関し親族等から紛争等の問題が生じた場合は、必ず申請者が責任をもって解決しなければなりません。
- 5 明石市墓園条例、明石市墓園条例施行規則及びその他墓園管理者が定める諸規定を遵守しなければなりません。

記名板の刻字内容

記名を希望される方（全員）を記名順にご記入ください。

生前予約の方は、死亡年月日を空白にしておいてください。

No.	刻 字 内 容	
1	氏 名	
	生年月日（西暦） 年 月 日	死亡年月日（西暦） 年 月 日
2	氏 名	
	生年月日（西暦） 年 月 日	死亡年月日（西暦） 年 月 日
3	氏 名	
	生年月日（西暦） 年 月 日	死亡年月日（西暦） 年 月 日
4	氏 名	
	生年月日（西暦） 年 月 日	死亡年月日（西暦） 年 月 日
5	氏 名	
	生年月日（西暦） 年 月 日	死亡年月日（西暦） 年 月 日

石ヶ谷墓園 案内図



明石市石ヶ谷墓園 全体図



バス停 (石ヶ谷墓園北)

展望台

バス停 (石ヶ谷墓園)

合葬式墓地

バス停 (石ヶ谷墓園事務所前)

石ヶ谷墓園管理事務所

入口

石ヶ谷墓園管理事務所
明石市大久保町松陰1466番地
TEL 078-936-5329

凡例

-  バス停
-  休憩所
-  公衆電話
-  トイレ
-  多目的トイレ